

ジェイアールバス東北本部

第21号

2021年1月26日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

申5号「法令改正に伴う就業規則の改正」に関する 申し入れについて団体交渉を行う!! ②

4. 時間単位の休暇を取得する手順を明らかにすること。

- (組合) 時間単位の休暇を取得する際の手続きと、申請はいつまで行えばよいのか？
(会社) 事前に管理者へ休暇取得の理由を伝え申し出ることとする。その際、根拠となる書類の提出を求めることもある。いつまでとの決まりはない。必要な書類等もこれまでと変更はない。
- (組合) 申請していた休暇が必要なくなった場合に取り消しすることは可能なのか？
(会社) 取り消しは可能だが、状況にもよる。明確に期日を設けてはいないが、前日では対応が難しくなるので、早めに申請して欲しい。

5. 時間単位の休暇の取得について、申請した時間を当日の事情により変更が可能なか明らかにすること。

- (組合) 事前に申請したものの、当日に病院などで時間がかかり、延長した場合変更は可能なのか？
(会社) 変更が可能な限り対応するが、ある程度時間に余裕を持って申請して欲しい。

6. 看護休暇、介護休暇は、申告した時季に取得させること。また、取得しやすい環境を構築すること。

- (組合) 休暇の申請があれば申告した日時に付与し、取得しやすい環境をつくること。
(会社) 出来るだけ対応する。また、現時点でも休暇を取得しにくい環境ではないと考えているが、この制度をもっと周知することで環境づくりはしていく。

7. 看護休暇、介護休暇の時間単位での取得について、全社員が制度の内容と具体的な取り扱いができるように、情報発信とともに管理者からも丁寧な説明を行うこと。

- (組合) 今回は時間単位取得についての改正だが、看護・介護休暇の制度自体があまり社員に理解されていない。これまでの就業規則の改正等でも職場に周知されていない部分が多々見受けられたが、具体的な周知方法を明らかにすること。
(会社) わかりやすい資料を用意し、休暇そのものを理解してもらう。周知する管理者が理解出来るように丁寧に説明を行う。わからない場合は、本社に問い合わせるようにしっかり周知していく。

安全・健康・働きがいのある職場をつくり出そう!!